

山口県報

平成22年
7月30日
(金曜日)

目次

規則	八
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(給与厚生課)	一
山口県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(港湾課)	一
山口県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則(港湾課)	二
告示	三
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	三
指定施業要件の変更予定保安林(岩国市)(森林整備課)	三
公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示の一部改正(住宅課)	三
県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課)	三
公告	三
障害者自立支援法の規定に基づく指定障害者支援施設の指定(障害者支援課)	四
障害者自立支援法の規定に基づく指定相談支援事業者の指定(障害者支援課)	四
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課)	四
下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)	七
周南都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課)	八
雑報	八
県報の正誤(昭和四十九年九月二十七日山口県規則第五十五号)	八



県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四十号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号二を次のように改める。

二 電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた後頭部、けい部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害

別表第一第四号中「ト」を「チ」に改め、同号中チをりとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 石綿にさらされる業務に従事したため生じた良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚

別表第一第六号イ中「の業務」の下に「、介護の業務」を加え、同表第七号リ中「肝血管肉しゆ」の下に「又は肝細胞がん」を加え、同号又中「又は甲状腺がん」を「、甲状腺せんがん、多発性骨髄しゆ又は非ホジキンリンパしゆ」に改め、同表中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 相当の期間にわたつて継続的に行つ長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、心筋こつそく、心停止(心臓性突然死を含む)、心室細動等の重症の不整脈、肺そく栓症、大動脈りゆう破裂(解離性大動脈りゆうを含む)、くも膜下出血、脳出血、脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこつそく又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病

九 人の生命にかかわる事故への遭遇その他強度の精神的又は肉体的な負荷を与える事象を伴つ業務に従事したため生じた精神及び行動の障害並びにこれに付随する疾病

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成二十二年七月一日から適用する。

山口県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十一号

山口県入港料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県入港料徴収条例施行規則（昭和五十四年山口県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「入港料減免申請書（別記様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）並びに電話番号
- 二 船名及び船舶の総トン数
- 三 外航船舶又は内航船舶の別
- 四 入港年月日
- 五 入港料の額及び減免申請額
- 六 減免を受けようとする理由

別記様式を削る。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

山口県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年七月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十二号

山口県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

山口県港湾施設管理条例施行規則（昭和四十八年山口県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「係留施設使用許可申請書（別記第一号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同号に次のように加える。

- イ 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）並びに電話番号
- ロ 港湾の名称

八 船名並びに船舶の国籍、船籍港、種類、全長、総トン数及び所有者

二 船舶の載貨重量トン数及び最大喫水（総トン数五百トン以上の船舶に限る。）

ホ 代理店名（総トン数五百トン以上の船舶に限る。）

ヘ 係留施設の名称又は場所

ト 係留期間

チ 主な揚荷及び主な積荷

リ 仕出港及び仕向港

又 外航船舶又は内航船舶の別

第三条第一項第四号中「船舶給水施設使用許可申請書（別記第四号様式）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同号に次のように加える。

- イ 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）並びに電話番号
- ロ 港湾の名称
- ハ 係留施設の種類
- ニ 使用しようとする施設の種類
- ホ 船名並びに船舶の種類及び所有者
- ヘ 外航船舶又は内航船舶の別
- ト 給水の予定量
- チ 給水の予定時間

第三条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同項第六号中「野積場等使用許可申請書」を「可動橋等使用許可申請書」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

- 六 荷役機械、上屋又は野積場の使用 次に掲げる事項を記載した申請書
 - イ 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）並びに電話番号
 - ロ 使用の目的
 - ハ 港湾の名称
 - ニ 使用しようとする施設の種類
 - ホ 使用しようとする施設の名称又は場所
 - ヘ 数量
 - ト 使用の期間
- 別記第一号様式を次のように改める。
- 別記第一号様式 別添

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式 別添

別記第六号様式中「野焼き等使用許可申請書」を「可動橋等使用許可申請書」に

「道路・可動橋・荷役機械・上屋・野焼き場・貯木場・廃棄物焼却施設・港湾環境整備施設・港湾施設の特殊使用」を

「道路・可動橋・貯木場・廃棄物焼却施設・港湾環境整備施設・港湾施設の特殊使用」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十二年七月三十日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称

認可年月日

周南市佐畑土地改良区

平成二二、七、二三

山口県告示第二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十二年七月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

岩国市御庄字城山（国有林、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十四号

公営住宅法施行令第二条第一項第四号の規定により定める数値に関する告示（平成九年山口県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月三十日

山口県知事 二井 関 成

表稗田県営住宅の項中「一九号棟」を「二〇号棟」に改め、同表旭ヶ丘県営住宅の項中「G棟からI棟まで」を「I棟」に改める。

山口県告示第二百八十五号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示（平成十年山口県告示第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月三十日

山口県知事 二井 関 成

表稗田県営住宅の項中

高層耐火構造六階建 一七六 を

高層耐火構造六階建	一七六
高層耐火構造七階建	四二

に改め、同表旭ヶ丘県管

住宅の項中「五六」を「三三」に、「一〇〇」を「七〇」に改める。



(二五四) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害者支援施設の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定をしました。

平成二十二年七月三十日

山口県知事 二井 関成

名 称	指 定 障 害 者 支 援 施 設 所 在 地	指 定 年 月 日
下関幸陽園	下関市楠乃五丁目五番一八号	平成二二、四、一
障害者支援施設フェニックス	大字小野六四の一	" "
あした	宇部市大字東岐波七四六の七	" 七、
山口ココロネットワーク	防府市大字台道五二二	" 四、
障害者支援施設若葉園	岩国市由宇町九八四	" "

(二五五) 障害者自立支援法の規定に基づく指定相談支援事業者の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第一項の規定により、次のとおり指定相談支援事業者の指定をしました。

平成二十二年七月三十日

山口県知事 二井 関成

名 称	指 定 相 談 支 援 事 業 者 主 たる 事 務 所 在 地	指 定 年 月 日
指定相談支援事業者	山口県知事	二井 関成

社会福祉法人長 長門市東深川一 平成二二、
 門市社会福祉協 三二一の一 協議会障害者相 三二一の一 五、
 議会 談支援センター

四

(二五六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年七月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年七月三十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ロックタウン小郡

所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 ロック開発株式会社

住所 東京都千代田区神田佐久間河岸六七

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	概要
大規模小売店舗において小売業者を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者を行う者の氏名又は名称
大規模小売店舗において小売業者の代表者の氏名	宮前 省三
	青 山 理

四 届出年月日

平成二十二年七月十五日

五 変更年月日

平成十七年六月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ロックタウン小郡

所在地 山口市小郡下郷三五二九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 大門 淳
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	原田 昭彦	藤本 昭

四 届出年月日
 平成二十二年七月十五日
 五 変更年月日
 平成十八年五月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ロックタウン小郡
 所在地 山口市小郡下郷三五二九の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 大門 淳
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社メガネット	株式会社メガネット	株式会社メガネット
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	静岡県葵区伝馬町八の六		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	富澤 昌宏		

四 届出年月日
 平成二十二年七月十五日
 五 変更年月日

平成十九年七月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 ロックタウン小郡
 所在地 山口市小郡下郷三五二九の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 ロック開発株式会社 東京都千代田区神田佐久間河岸六七 大門 淳
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	羽間 和彦	大門 淳	

四 届出年月日
 平成二十二年七月十五日
 五 変更年月日
 平成二十二年五月二十七日

(二五七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十二年七月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十二年七月三十日
 山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 マルシヨク迫町店
 所在地 下関市彦島迫町三丁目三〇五四
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 株式会社サンリブ 北九州市小倉南区上葛原二丁目一四番一 岩切 陽親

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗を設置する者の住所	北九州市小倉北区金田一丁目三番三三三号						
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	北九州市小倉南区上葛原二丁目一四番一						
大規模小売店舗に	株式会社サンリブ						

四 届出年月日

平成二十二年七月十六日

五 変更年月日

平成二十二年六月九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルシヨク塩浜店

所在地 下関市彦島田の首町一丁目一番二五号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社サンリブ 住所 北九州市小倉南区上葛原二丁目一四番一 代表者の氏名 岩切 陽親

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗を設置する者の住所	北九州市小倉北区金田一丁目三番三三三号						
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	北九州市小倉南区上葛原二丁目一四番一						
大規模小売店舗に	株式会社サンリブ						

四 届出年月日

平成二十二年七月十六日

五 変更年月日

平成二十二年六月九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 カラトピア

所在地 下関市唐戸町四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 唐戸開発株式会社 住所 下関市唐戸町四番一号 代表者の氏名 高田 昌幸

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗を設置する者の住所	北九州市小倉北区金田一丁目三番三三三号						
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	北九州市小倉南区上葛原二丁目一四番一						
大規模小売店舗に	株式会社サンリブ						

四 届出年月日

平成二十二年七月十六日

五 変更年月日

平成二十二年六月九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンリブ東駅

所在地 下関市羽山町四〇九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 サンデン交通株式会社 住所 下関市羽山町三番三三三号 代表者の氏名 林 孝介

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗を設置する者の住所	北九州市小倉北区金田一丁目三番三三三号						
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	北九州市小倉南区上葛原二丁目一四番一						
大規模小売店舗に	株式会社サンリブ						

四 届出年月日

平成二十二年七月十六日

五 変更年月日

平成二十二年六月九日

(二五八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十二年七月三十日から同年十一月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十二年七月三十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンリブ下松

所在地 下松市南花岡六丁目八番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社サンリブ 住所 北九州市小倉南区上葛原二丁目一四番一 代表者の氏名 岩切 陽親

号 岩切 陽親

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	北九州市小倉北区金田一丁目三番三三三号	"	"
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社サンリブ	"	"

四 届出年月日

平成二十二年七月十六日

五 変更年月日

平成二十二年六月九日

(二五九) 下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十二年七月三十日

山口県知事 二井 関成

一 開催の日時

平成二十二年八月二十日(金曜日)午後七時

二 開催の場所

下関市細江町三丁目一番一号

下関市生涯学習プラザ

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

(一) 変更する下関都市計画道路三・三・四竹崎細江線

次のとおりとする。

(二) 変更する下関都市計画道路三・三・五竹崎長崎線

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十二年八月十三日(金曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-一八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十二年八月十三日までの消印のあるものに限ります。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることが出来る者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることが出来る者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三-一九三三-三七二五)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

下関市貴船町三丁目一番一号

下関土木建築事務所

下関市南部町一番一号

下関市都市整備部都市計画課

(一)「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において

縦覧に供します。()

(二六〇) 周南都市計画公園の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、周南都市計画公園の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十二年七月三十日

山口県知事 二井 関 成

一 開催の日時

平成二十二年八月二十五日(水曜日)午後七時

二 開催の場所

光市光井四丁目二八番一号

光市立光井公民館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する周南都市計画公園六・五・一光スポーツ公園

四 公述の申出の手續

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十二年八月十八日(水曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。
 なお、郵送の場合は、平成二十二年八月十八日までの消印のあるものに限りません。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することができます。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することができます。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号
 山口県土木建築部都市計画課
 周南市毛利町二丁目三八番
 周南土木建築事務所
 光市中央六丁目一番一号
 光市建設部都市整備課
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



正 誤

昭和四十九年九月二十七日山口県規則第五十五号(山口県自然環境保全条例施行規則)

ページ	段	行	誤	正
二	下	一	規制。	規則。

平成二十二年七月三十日印刷
 平成二十二年七月三十日発行

発行所 山口県庁
 発行人 山口県知事